

訪問看護ステーションこすもす 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団醫光会 駒井病院が設置する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）にあたって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
 - 3 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
 - 4 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

- 第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：訪問看護ステーションこすもす

(2) 所在地 本所：高崎市矢島町 449-2

西支所：高崎市上豊岡町 896-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括するとともに、自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員：看護師等 常勤換算法により2.5人以上

(3) リハビリ職員：理学療法士等 1名以上

(4) 事務職員 1名以上

事務職員は必要な事務を行うとともに、看護補助者として看護師と訪問看護を実施する。介護予防も含む。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日及び営業時間

月曜日－金曜日 午前8時45分から午後5時45分

(2) 休日

土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始

(3) 常時24時間利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括センター、医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事および排泄等日常生活の世話

(4) 床ずれの予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第 10 条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 11 条 ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、以下の利用料をお支払いいただくものとする。

- ①法定代理受領分：介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額

- ②法廷代理受領分以外：介護報酬告示上の額

※但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

- (2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額をお支払いいただくものとする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護として行われる死後の処置 - 20,000 円

- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費

- ①事業所から片道 30km 未満は無料とする。

- ②片道 30km 以上は 2km 未満毎に 100 円の加算とする。

(通常業務を実施する地域)

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、高崎市・前橋市・安中市及びその周辺地域とする。

(相談・苦情対応)

第 13 条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

第 14 条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに主治医、市町村、関係機関、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束・虐待防止に関する事項)

第 15 条 ステーションは虐待の発生またはその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師などに周知徹底を図る。

(2) 身体拘束・虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 看護師などに対し、虐待の為の研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションはサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 利用者またはその家族の個人情報について、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いの努めるものとする。

2 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため採用時に研修の機会を設け、また業務体制を整備するものとする。

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団醫光会 駒井病院と訪問看護ステーションこすもすの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成18年2月24日から施行する。

附則 この規定は、平成18年10月1日から施行する。

附則 この規定は、平成20年7月15日から施行する。

附則 この規定は、平成24年9月1日から施行する。

附則 この規定は、平成25年4月16日から施行する。

附則 この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成28年1月16日から施行する。

附則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成30年12月16日から施行する。

附則 この規定は、令和元年11月14日から施行する。

附則 この規定は、令和2年04月01日から施行する。

附則 この規定は、令和6年04月01日から施行する。